

中国における商標出願と他人の先行 権利との抵触について（後編）

北京慧龍律師事務所
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

【概要】

2022年12月7日に、中国国家知識産権局商標局は、「商標出願と使用における先の権利との抵触回避ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を公表した。ガイドラインでは、中華人民共和国商標法（以下、「商標法」という。）第32条を中心に、商標出願と先行権利との使用における抵触回避が詳細に説明されている。本稿では、ガイドラインと商標審査審理指南（以下、「審理指南」という。）を参照しながら、商標出願と先行権利との抵触について、より理解しやすくするために豊富な事例に基づいて解説する。後編では、商標出願と「氏名権との抵触」、「肖像権との抵触」、「地理的表示との抵触」、「商品または役務における周知・著名な名称、包装または装飾との抵触」、「その他保護すべき合法的な権益との抵触」について取り上げる。

【詳細及び留意点】

2-4. 氏名権との抵触

中華人民共和国民法典（以下、「民法典」という。）第110条、第1012条、第1014条では、自然人は氏名権を享有し、氏名を使用する権利を有しており、何人も他人の氏名権を害してはならないと規定している。

また、審理指南の規定によれば、他人の氏名には、本名だけではなく、芸名、雅号、ペンネーム、翻訳者名などが含まれると規定している。

さらに、氏名権は、人格権であるため、自然人しかそれを所有せず、故人には氏名権は存在しない。故人の氏名の保護については、英雄の氏名、宗教や国のリーダーの氏名などは、内容誤認、公序良俗違反のおそれがある場合、商標法第 10 条第 1 項第 7 号、第 8 号で別に保護される。

また、審理指南では、条文の適用要件を下記のようにまとめている。

- 1) その氏名が、一定の知名度を有し、自然人と安定した対応関係が確立されたものであること。
- 2) 損害のおそれが存在すること。
- 3) 対象商標の出願が、氏名権者の承諾を得ていないこと。

【事例 7：「屠呦呦」商標の無効審判事件】

案件番号	商評字[2018]第 213341 号	
審決日	2018 年 11 月 15 日	
審判請求人	屠呦呦	
被請求人（商標権者）	黒龍江昶沃生物科技開発有限公司	
対象商標の情報	商標番号	18098959
	商標	屠呦呦
	出願日	2015-10-20
	登録日	/
	区分	1
	類似群	0105,0109
審決概要	本件において、係争商標と審判請求人の氏名の文字は全く同じであり、かつ審判請求人が提出した事件宣伝報道の証拠によると、「屠呦呦」は薬学者であり、係争商標の出願日の前に、すでに中国で広く宣伝報道され、需要者の中で一定の知名度	

	<p>を持っており、中国の需要者の認知の中で係争商標と審判請求人は特定のつながりを形成しており、被申立人は、審判請求人の許可を得ずに、自らの名義で申立人の氏名と全く同じ文字を商標として登録した。当該商標において指定された商品が、審判請求人に由来している、または審判請求人の授権した他の主体に由来していると需要者に認識させる可能性があり、既に審判請求人の氏名に対する冒用を構成し、審判請求人の氏名権を損害している。そのため、係争商標の登録は、商標法第 32 条に規定する「他人の先行権利を損なう」状況を構成している。</p>
--	---

2-5. 肖像権との抵触

民法典の規定によれば、自然人は肖像権を有する。肖像は、映像、彫刻、絵画などを通じて特定の自然人を識別できる外観である。


実務上、関連商標の出願が、他人の肖像権を損なっているかどうかを判断する際に、通常、出願と使用行為が、関連する公衆に商品の出所を混乱させたり、誤認させたりするかどうかを総合的に考慮する。

また、他人の肖像（例えば、亡くなった著名人の肖像、宗教などの分野の著名人の肖像など）を商標として出願または使用し、公衆を誤解させたり、公序良俗に反したり、その他の悪影響を与えたりする場合は、商標法第 10 条第 1 項第 7 号、第 8 号の規定に該当する。

また、「審理指南」では、条文の適用要件を下記のようにまとめている。

- 1) 対象商標に係る図形が、肖像権者であることを、需要者が認識できること。
- 2) 対象商標の登録が、他人の肖像権に損害を与えること。
- 3) 対象商標の出願が、肖像権者の承諾を得ていないこと。

【事例 8：図形商標の異議申立事件】

案件番号	(2021) 商標異字第 82935 号	
決定日	2021 年 6 月 29 日	
異議申立人	山西沁州黄小米(集团)有限公司 ; 石耀武	
被異議申立人 (商標出願人)	山西三心州皇小米有限公司	
対象商標の情報	商標番号	40608285
	商標	
	出願日	2019-08-26
	登録日	/
	区分	30
	類似群	3002,3008,3015
	決定概要	<p>被異議商標の図形部分と異議申立人の石耀武氏の肖像の表情との特徴の違いは微細であり、被異議商標を登録してその指定商品に使用する場合、需要者が被異議商標を付する商品が異議申立人から来たと誤解したり、異議申立人と何らかの特定のつながりがあると誤認する可能性が存在し、それによって商品を間違って購入し、異議申立人の利益が損なわれる可能性がある。以上のことから、被異議申立人は異議申立人の許可なく被異議商標を出願することは、異議申立人の石耀武氏の肖像権を侵害し、商標法第 32 条が規定する「他人の先行権利を損なう」場合に該当する。</p>

2-6. 地理的表示との抵触

地理的表示とは、ある商品がある地域に由来し、その商品の特定の品質、信用、またはその他の特徴を示すものであり、主にその地域の自然的または人文的な要因によって決定される表示である。

実務上、関連商標の出願が、他人の先行地理的表示と抵触しているかどうかを判断し、通常、地理的表示の客観的存在状況およびその知名度、顕著性、需要者の認知ならびにフリーライドの主観的悪意があるかどうかを総合的に考慮する。

また、商標が地理的表示と同一または類似し、需要者が誤解しやすい場合、通常、商標法第 10 条第 1 項第 7 号または第 16 条第 1 項の規定が優先的に適用される。

また、「審理指南」では、条文の適用要件を下記のようにまとめている。

- 1) 対象商標出願時に地理的表示がすでに客観的に存在すること。
- 2) 対象商標の登録および使用が需要者に誤認を与え、先行地理的表示の合法的権益を損なう可能性があること。
- 3) 対象商標の出願が地理的表示の所有者の承諾を得ていないこと。

【事例 9：「子腊贡米」商標の無効審判事件】

案件番号	商評字[2018]第 251921 号	
審決日	2018 年 12 月 27 日	
審判請求人	花垣県品牌保護発展学会	
被請求人（商標権者）	花垣錦秀蓮業種植專業合作社	
対象商標の情報	商標番号	17297311
	商標	子腊贡米
	出願日	2015-06-26
	登録日	2016-10-27

	区分	30
	類似群	3008
審決概要	子腊米の独特な品質は、子腊村一帯の水と土壌という独特な自然資源によって決められ、歴史上、貢米として皇帝に献上されてきたことから、「子腊貢米」と呼ばれている。被請求人の所在地は、地方政府が指定した子腊貢米の生産地の保護範囲内になく、「米」商品に「子腊貢米」という係争商標を使用することは、需要者に商品の産地および品質を誤認させるおそれがあるため、係争商標は商標法第 10 条第 1 項第 7 号に該当する。	

2-7. 商品または役務における周知・著名な名称、包装または装飾との抵触

商品または役務における周知・著名な名称、包装または装飾とは、商品や役務の機能的な形状だけで構成されたものではなく、他には存在しない、顕著な差別化特徴を持つ標章を指す。

周知・著名な商品名称とは、普通名称と大きく異なる商品独自の名称を指す。

周知・著名な商品包装とは、商品を識別し、持ち運びや貯蔵輸送を容易にするために商品に使用される補助物や容器を指す。

周知・著名な商品装飾とは、商品を識別し、美化するために商品や包装に付加される文字、図形、色彩およびその組み合わせを指す。

実務上では、商標出願が他人が先に周知・著名とした商品または役務の名称、包装、装飾の権益を損害したかどうかを判断する際、通常、関連商標と前記権益に係る標章との類似の程度、表示された商品または役務の関連の程度などの要素を総合的に考慮する。

また、「審理指南」では、条文の適用要件を下記のようにまとめている。

1) 対象商標の出願日より前に商品または役務の名称などに周知・著名性を獲得したこと。

- 2) 対象商標の登録が他人の先行周知・著名な商品または役務の名称などに損害を与えること。
- 3) 他人の先行周知・著名な名称などが指定する商品または役務において商標登録となっていないこと。

【事例 10：「邹记 TUOCHA」商標の無効審決取消訴訟事件】

案件番号	(2020)京行終 6841 号	
判決日	2021 年 2 月	
原告	雲南下関沱茶(集团)股份有限公司	
被告	国家知識産権局	
第三者	邹家駒	
対象商標の情報	商標番号	20372961
	商標	
	出願日	2016-06-21
	登録日	2019-02-06
	区分	30
	類似群	3001,3002,3003,3004,3005,3008
判決概要	原告商品の包装、装飾の中の「Tuocha」マーク、「T」は比較的独特的な芸術処理を経て、黄緑色の格子模様の地色を配合して、係争中の包装装飾全体に文字設計、色の運用、図形の線と配列の組み合わせなどの方面ですでに明らかな風格と顕著な特徴を形成しており、その特性を持っている。原告およびその関連企業は関連商品の継続的な経営努力とブランドの維持、関連商品の包装装飾を使用した関連商品の長年の生産、販売、そして多くの栄誉を獲得し、その関連商品の包装、装飾の知名度および原告の関連商品と対応関係を形成させていた	

	<p>ため、関連商品の包装、装飾を「有名商品特有の包装、装飾」と認定することができる。</p> <p>係争商標は中国語の「邹記」、アルファベットの「Tuocha」および図形から構成される。係争商標として、使用された「茶」商品は原告の商品と同一または類似の商品に属し、それに含まれる「Tuocha」は原告の有名商品特有の包装、装飾の中で比較的独特的な芸術処理を経た「Tuocha」と全く同じで、偶然とは言えず、その主観的意図は公正ではない。係争商標が「茶」商品に使用されている場合、係争商標を使用している商品と原告の有名商品との間に特定の関係があり、混同や誤認を招きやすいと考えられる。そのため、係争商標の登録は原告の「有名商品特有の包装、装飾」が享有する先行の合法的権益を損ない、2014 年商標法第 32 条の「商標申請は他人の既存の先行権利を損なってはならない」の規定に違反している。</p>
--	--

2-8. その他保護すべき合法的な権益との抵触

上述の各権利または権益以外に考えられる権益として、創作物の名称の権益、創作物におけるキャラクター名称の権益などがある。

実務上、関連商標の申請が他人が保護すべき合法的権益を損なったかどうかを判断する場合、通常、商標と関連権益の類似程度、先行標章の知名分野および表示された商品または役務の関連程度などの要素を考慮して総合的に検討する。

また、「審理指南」では、条文の適用要件を下記のようにまとめている。

- 1) 先行権益が、明確的に存在し、かつ合法的に存続していること。
- 2) 保護を求める先行標章が高い知名度を具備していること。
- 3) 対象商標の出願人または商標権者が、悪意を有すること。
- 4) 対象商標の使用が、先行権益の持ち主から承認を得ていないこと、または先行権益の持ち主と何等かの関連性を有すると、需要者に容易に誤認させてしまうこと。

【事例 11：「黒猫警長」商標の無効審判事件】

案件番号	商評字[2021]第 40674 号	
審決日	2021 年 2 月 18 日	
審判請求人	上海美術電影制片場有限公司	
被請求人（商標権者）	深セン市黒猫警長電子有限公司	
対象商標の情報	商標番号	35048852
	商標	黒猫警長
	出願日	2018-12-02
	登録日	2019-09-27
	区分	21
	類似群	2112
審決概要	<p>審判請求人は、「黒猫警長」美術作品の著作権を有しており、「黒猫警長」アニメは 1984 年に放送されてから、アニメ祭、アニメの選考会で何度も受賞している。「黒猫警長」は、美術アニメの名称、作品キャラクターの名称として確立されており、「黒猫警長」の作品名称、キャラクターの持つ知名度は審判請求人の創意工夫と切り離せず、「黒猫警長」の美術アニメ作品および審判請求人と固定的な対応関係を築いている。</p> <p>本件係争商標は、審判請求人が高い知名度を持つ「黒猫警長」のアニメ作品の名称、キャラクターの名称と全く同じであり、係争商標の登録、使用は需要者に審判請求人と関係があると誤認させたり、審判請求人の承諾を得ていると誤認させやすく、それによって係争商標を付する商品に好感と信頼感を与える。これにより、審判請求人がその作品に基づいて享受している商業的信用を不当に利用し、審判請求人がその作品の名称、キャラクターの名称に基づいて享受している商業的価</p>	

	<p>値と取引機会を奪ったことになる。したがって、係争商標の登録使用は、審判請求人の「黒猫警長」作品の名称、キャラクターの名称が享有する先行の権益を侵害し、2013 年商標法第 32 条の「商標申請は他人の既存の先行権利を損なってはならない」という規定に違反する。</p>
--	--

【事例 12：「王者荣耀」商標の無効審判事件】

案件番号	商評字[2020]第 196059 号	
審決日	2020 年 7 月 23 日	
審判請求人	騰訊科技(深セン)有限公司	
被請求人（商標権者）	孫学舟	
対象商標の情報	商標番号	23802647
	商標	王者荣耀
	出願日	2017-04-26
	登録日	2019-06-20
	区分	12
	類似群	1202;1204;1206
審決概要	<p>「王者荣耀」が、オンラインゲームの名称として、係争商標の出願日前に中国大陸で広く宣伝され、需要者に知られ、高い知名度を有している。そして、この知名度の取得は、審判請求人の創意工夫の結晶であり、そのもたらす商業的価値とビジネス機会も審判請求人が大量の労働と資本を投入して獲得したものであり、保護されるべきである。</p> <p>本件において、係争商標の顕著な識別文字「王者荣耀」と審判請求人の知名度が高いオンラインゲームの名称「王者荣耀」とは、文字の構成、称呼などの面において同じであり、被請求人はこれについて合理的な説明もしていない。係争商標が登</p>	

	<p>録されて指定商品に使用された場合、需要者は商品が審判請求人に由来するか、審判請求人と密接な関連性があると考えやすく、審判請求人の「王者荣耀」オンラインゲームの知名度を利用してより多くの取引機会と商業利益を獲得し、審判請求人が享受する先行権益を損害し、よって、係争商標の登録は 2013 年商標法第 32 条の「商標申請は他人の既存の先行権利を損なってはならない」との規定に該当する。</p>
--	--

【事例 13：「洛天依」商標の無効審判事件】

案件番号	商評字[2021]第 282541 号	
審決日	2021 年 10 月 15 日	
審判請求人	上海禾念信息科技有限公司	
被請求人（商標権者）	杭州貝之語婴童用品有限公司	
対象商標の情報	商標番号	23490910
	商標	洛天依
	出願日	2017-04-10
	登録日	2019-06-27
	区分	5
	類似群	0501,0502,0503,0504, 0505,0506,0507,0508
審決概要	<p>係争商標出願日の前に、「洛天依」は、仮想空間における世界初の中国語歌手として、中国大陸で商品化宣伝を行っている。そのため、市場優位性と取引機会を享受している。次に、係争商標が、「ビタミン剤」などの商品に登録し使用することは、審判請求人が主張する「洛天依」のキャラクターの名称から派生する可能性がある商品と一定の関連性があり、係争商標</p>	

	<p>「洛天依」は、審判請求人が高い知名度を持つ仮想アイドルキャラクターの名称「洛天依」の文字と全く同じ構成である。被請求人は、知名度の高いキャラクターの名称を商標として出願し、不当に「洛天依」仮想アイドルの需要者への影響力に便乗し、係争商標の指定商品が需要者に受け入れられる時間を短縮し、より多くの取引機会と経済的効果を獲得した。これにより、審判請求人が享受する合法的な先行権益を損害し、2013年商標法第32条の「他人の先行権利を損なってはならない」との規定に違反した。</p>
--	---

3. まとめ

商標法第32条前段では、商標権以外の先行権利・権益を保護している。ただし、当該条文の適用は、原則、中国国内での周知・著名性などの要件が求められているため、日系企業にとって決してハードルが低い適用条文ではないと考えられる。

また、先行権利の種類によって、適用要件もそれぞれ異なるため、現地代理人と十分相談した上で進めることをお勧めする。

最後に、異議申立や、無効審判などの当事者対立の事件については、商標法第32条だけではなく、より幅広い範囲での適用条文を考え、総合的な主張内容で攻めたほうが良いと思うため、主張し得る内容を十分検討した上で対策を練ることをお勧めする。

【ソース】

「中華人民共和国商標法」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art_95_28179.html

※中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合がある。

「商標法实施条例」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art_96_28188.html

「商標審査審理指南」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html

「商標出願と使用における先の権利との抵触回避方法ガイド」

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=180689&colID=66

「商標使用を禁止する標識に関するガイドライン」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181565.html

「企業名称登記管理規定」

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NzdkMGM5NDAxNzc4NGRhNGFhNTBhNzM>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)